

内部通報者保護規程

株式会社エムエムインターナショナル

<マルハングループ共通>

第一章 総 則

第1条（目的）

本規程は、マルハングループ（株式会社マルハン及びその子会社・関係会社。以下「グループ」という。）の役員（取締役、監査役）・顧問および会社と雇用関係にある全ての従業員（以下総称して「社員」という。）等からの組織的または個人的な法令違反行為、不正行為及び反倫理行為（以下「コンプライアンス違反行為」という。）並びにそれらと疑われる行為等に関する通報（相談含む。以下「通報等」という。）の適正な処理の仕組みを定めることにより、ハラスメント、不正行為等の未然防止、早期発見及び是正を図り、もって、コンプライアンス経営の強化に資することを目的とする。

第2条（責任者）

本規程の運用に関しては、株式会社マルハン（以下「マルハン」という。）の法務部担当役員（以下「コンプライアンス統括責任者」という。）を責任者とする。

第二章 通報処理体制

第3条（通報窓口）

通報等を受ける窓口（以下「通報窓口」という。）をグループの内外に設置する。グループ内における通報窓口はマルハン法務部に設置する。またグループ外の通報窓口は以下の通りとする。

【グループ内通報窓口】コンプライアンスホットライン

マルハン東京本社法務部 電話番号 03-5221-7960
E-mail : homu-tuho@maruhan.co.jp

【グループ外通報窓口】コンプライアンスホットライン

ダイヤル・サービス株式会社

専用フリーダイヤル 0120-017-724
PC・スマートフォン共通窓口 <https://www.dial-soudan.jp/rs/maruhan-hr/>
ID : maruhan パスワード : soudan (会社 ID : maruhan)

【グループ外通報窓口】顧問弁護士

〒541-0042 大阪市中央区今橋4丁目3番6号 淀屋橋N A Oビル9階

弁護士法人 トラスト&サービス

電話番号 06-6229-8811
FAX番号 06-6229-1200
弁護士 北浦一郎 携帯番号 090-2384-7639
E-mail : maruhan.hotline@tslpc.com

第4条（通報者）

通報窓口の利用者（以下「通報者」という。）は第1条に定める社員および派遣スタッフ（以下「社員等」という。）とする。

第5条（通報義務）

社員等は、コンプライアンス違反行為が発生並びにその恐れがあると判断した場合、まず当該部署内において報告・相談を行うことにより、その是正・解決を図ることに努め、それが困難または不適切と考えられる場合、速やかに通報窓口に通報するものとする。

第6条（通報等の対象行為）

通報窓口は、グループ内の各会社の業務において次のコンプライアンス違反行為等が生じ、または生じるおそれがあることについての通報等を受けるものとする。

- (1) 法令違反行為
- (2) 社員等、取引先、その他利害関係者の安全・健康に対して危険な行為または危険を及ぼす恐れのある行為
- (3) 地域の環境を悪化または破壊するようなことを招く行為
- (4) 横領や汚職、会計不正等の不正行為
- (5) 就業規則その他の会社の規程等に違反する行為
- (6) 上記行為の隠蔽、証拠隠滅、情報漏洩の疑いがある行為
- (7) その他コンプライアンス上の問題で判断に迷った場合

第7条（情報共有の範囲）

通報等において知り得た情報は、マルハン法務部の部員および第12条に定める内部調査事務局に限り共有することができる。ただし、通報者の承諾がある場合は、この限りではない。

第8条（利益相反関係の排除）

通報窓口業務に携わる者は、自らが関係するコンプライアンス違反行為等についての通報等の処理に関与してはならない。

第三章 通報の処理

第9条（通報等の方法）

通報窓口の利用方法は、書面（手紙、FAX、メール等）または口頭（直接電話）とし、口頭の場合、通報窓口は通報者の同意を得た上で録音することができる。

第10条（通知報告）

通報窓口は、前条の利用方法にて通報等を受け付けた場合、通報者に対し、速やかに受領した旨を通知する。

第11条（通報内容の検討）

1. 通報窓口は、通報等を受け付けた後、コンプライアンス統括責任者及びマルハン法務部部長へ報告を行う。報告に基づき、コンプライアンス統括責任者はマルハン法務部部長と公正、公平かつ誠実に検討し、調査の是非を判断する。
2. 調査が必要であると認められた事項については、第12条で定める内部調査事務局にて審議後、事実関係調査の開始を決定する。
3. 調査開始の如何は通報者へ速やかに通知する。

第12条（内部調査事務局）

内部調査事務局は、コンプライアンス統括責任者（事務局長）及びマルハン法務部部長または業務監査部部長（調査責任者）により構成される。

第13条（調査及び調査チーム）

1. 内部調査事務局で調査が必要であると認められた事項に関する事実関係の調査は、マルハン法務部または業務監査部にて実施する。
2. 調査責任者は、調査する案件ごとに、グループ内の関連する部署の責任者（以下「関連部署の責任者」という。）に通知の上、調査に必要なスタッフを調査チームに加えることができる。ただし、調査に関与する人員は必要最小限とする。

第14条（調査における配慮）

1. 調査チームのメンバーは、調査の実施に際し、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう調査方法に十分に配慮しなければならない。
2. 関連部署の責任者は、調査責任者より説明等された調査に関する内容を、調査チームに加えたスタッフ以外の第三者に、いかなる場合も開示または漏洩してはならない。

第15条（協力義務）

1. 調査チームは、グループ内の各部署に対し、通報に係る事実関係の調査に際して協力を求めることができる。
2. グループ内の各部署は、通報された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、調査チームに協力しなければならない。
3. 調査チームに協力した者は、調査内容を第三者に開示または漏洩してはならない。

第16条（進捗状況の通知）

通報窓口は、調査中、調査状況や調査内容を、調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し、適宜通知するよう努める。

第17条（調査結果）

1. 調査チームは、調査終了後、調査結果を速やかに取りまとめ、内部調査事務局へ報告し、内部調査事務局は、調査チームによる事実関係調査の結果を審議する。
2. 内部調査事務局による審議の結果、グループ内対象会社（以下「対象会社」という。）の懲戒規程等に違反または抵触する場合は、賞罰委員会の開催を対象会社の賞罰委員会事務局へ提案する。
3. 対象会社の賞罰委員会事務局は、賞罰委員会の審議を速やかに行い、審議結果を直ちに、内部調査事務局へ報告しなければならない。
4. 通報窓口は、通報者へ情報保護等に支障のない範囲で審議結果を通知する。

第18条（是正措置）

1. 対象会社は、調査の結果、コンプライアンス違反行為が明らかになった場合には、速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。
2. コンプライアンス統括責任者は、提案された是正措置及び再発防止策を検討、決定し、関係部署長を通じ、是正措置及び再発防止策の実施を指示するものとする。
3. コンプライアンス違反行為の内容・態様によっては、コンプライアンス統括責任者または調査責任者から関係行政機関への報告、告発を行う。
4. 通報窓口は、通報者へ情報保護等に支障のない範囲では正結果を通知する。

第19条（懲戒処分）

対象会社は、調査の結果、コンプライアンス違反行為が明らかになった場合には、当該行為に関与した者に対し、賞罰委員会を開催し、その審議結果に基づき、就業規則及び懲戒規程等に従って懲戒処分を課すことができるものとする。

第四章 関係者の責務

第20条（通報者等の保護）

1. 対象会社は、通報者が通報等したことを理由として、通報者等に対していかなる不利益取扱いも行わないものとする。
2. 対象会社は、通報者が通報等を理由として、通報者の職場環境が悪化することのないように、適切な措置をとらなければならない。また、通報者に対して次の不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者に対し、就業規則および懲戒規程等に従って処分

を課すことができる。

- (1) 地位得喪に関する不利益取扱い（退職願の提出強要、労働契約の更新拒否、本採用及び再採用の拒否、休職等）
- (2) 人事上の不利益取扱い（降格、不利益な配転・出向・転籍・長期出張命令、昇進昇格における不利益な取扱い、懲戒処分等）
- (3) 経済待遇上の不利益取扱い（減給、昇給・一時金における査定の差別等）
- (4) 精神あるいは生活上の不利益取扱い（会社行事に参加させない、個人情報等の意図的な漏洩等）

第21条（個人情報の保護）

- 1. 対象会社および本規程に定める業務に携わる者は、通報者等の承諾その他の正当な理由がない限り、通報された内容および調査で得られた個人情報を開示してはならず、目的外に利用してはならない。
- 2. 対象会社の賞罰委員会は、正当な理由なく前項に違反した者に対し、就業規則および懲戒規程等に従って処分を課すことができる。

第22条（不正の目的）

通報者は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報その他不正の目的の通報を行ってはならない。対象会社の賞罰委員会は、そのような通報を行った者に対し、就業規則および懲戒規程等に従って、処分を課すことができる。

第23条（通報等を受けた者の責務）

通報窓口の担当者に限らず、通報等を受けた者（通報者の管理者、同僚等を含む。）は、本規程に準じて誠実に対応するよう努めなければならない。

附則

- ・本規程の所管は管理部とする。
- ・本規程は平成27年4月1日より施行する。
令和2年4月1日より改訂する。